

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- b. DX を推進し、IT 人材の育成やサイバーセキュリティ対策などの人材育成を推進する。
- c. SDGs の目標設定を達成できるグリーン化の取組として、脱・低炭素化技術の産学官連携共同研究開発や、生産工程等における脱・低炭素化、グリーン調達などを促進する。
- d. 社員やその家族の健康経営に係るノウハウの習得、健康増進施策の実施などを支援する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記の項目の趣旨に留意します。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、原材料の高騰や、労務費上昇分の影響、世界経済の状況などを考慮するなど、下請事業者の適正な利益を含むよう十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。当社は自社手形は発行していないため、下請業者の同意の下において譲渡手形で支払う場合は、譲渡手形の残存期日は 60 日以内を厳守して、支払サイトを 30 日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や、急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けず、また事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 取引先満足度調査の実施や、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を、取引先との間で“50/50（ファイティ・ファイティ）”となるよう分かれています。
- 従業員が当社の基本方針に基づいて判断・行動できるよう、毎日の朝礼時に行う「経営10箇条」「経営基本方針」の唱和を通じて、従業員への理念浸透に向けた教育を徹底します。
- 大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2022年4月1日

田口電機工業株式会社

企 業 名

代表取締役社長 田口 英信

役職・氏名（代表権を有する者）